

日本・ペルー経済連携協定（EPA）研究会 報告書

はじめに

ペルー側の日本に対する見方をみると、アラオス貿易・観光大臣が機会あるごとに『日本が FTA(EPA)交渉に応じてくれるのであれば、交渉チームの人員を増やしてでも対応したい』とし、日本との FTA(EPA)に積極的な姿勢を示している。先方が EPA 締結に熱心である現在は、タイミング的にも時宜を得たものと考えられる。

ペルーでは、将来の FTA 交渉開始または締結に向けて、アジア主要国へ積極的なアプローチを見せる。韓国については、2008 年 11 月の APEC 首脳会議の際に、交渉開始について合意した。このため、ペルー市場で韓国企業等と競合関係にある日本企業は、市場占有率やイコールフットィング原則の確保の観点から、韓国・ペルー FTA に危機感を募らせている。また中国についても、同年 11 月に交渉を妥結させ、ペルーと署名した。そしてペルーは、すでに米国やカナダなどの先進国とも FTA を締結済みで、特に米国との FTA（自由貿易協定）については、2 月 1 日に発効し、主要先進国との初めての FTA となった。

一方、ペルーのビジネス環境に目を向けた場合、日本企業にとっては同国で事業を展開していく上で、解決しなくてはならない問題点も多い。たとえば、知的財産や労働問題等である。それゆえビジネス環境の整備を望む声も強い。

このような状況を踏まえ、ジェトロでは、「日本・ペルー経済連携協定（EPA）研究会」を立ち上げ、その成果を報告書へととりまとめた。本報告書が、政府関係者や企業、団体などの皆様にとり、広く役立つ資料となっていただければ幸いである。

日本貿易振興機構 海外調査部 中南米課

＜目次＞

日本・ペルー経済連携協定（EPA）研究会 委員リスト	3
第1章 これまでのペルーとの関係について	5
①最近のペルー政治経済動向	5
②日本ペルー投資協定との関係	10
第2章 日本がペルーと FTA を結ぶ意味	10
（ペルーが締結している FTA の要素等を加味）	
第3章 F T Aに見込まれる効果と影響	11
①日本・ペルー両国間の貿易および関税率の分析	11
②主要産業	16
③進出日系企業アンケート結果	35
④センシティブ分野への対応	36
第4章 FTA の主要項目分析	37
①市場アクセス（関税・原産地ルール）	37
②投資ルール・サービス貿易	37
③政府調達	38
④知的財産権	38
⑤税関・通関手続き・貿易円滑化	38
⑥基準認証	38
⑦人の移動	38
⑧ビジネス環境整備	38
⑨電子商取引	39
⑩環境・労働	39
⑪競争政策	39
⑫その他の項目	39
第5章 経済界やジェトロが日秘経済関係強化に果たすべき役割	39
第6章 結論	40
参考資料	41
日本・ペルー経済連携協定（EPA）に関するアンケート結果（概要）	41
日本とペルーの貿易構造	
ペルーの対日本輸入額トップ 50 品目（2007 年 1-12 月）	43
日本の対ペルー輸入額トップ 50 品目（2007 年 1-12 月）	44

日本・ペルー経済連携協定(EPA)研究会 委員リスト

委員長：

浦田 秀次郎氏 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

委員：

飯塚 博氏 日本電機工業会（JEMA）
家電貿易業務委員会 委員長
(株)東芝 デジタルメディアネットワーク社
グローバル経営支援部 通商渉外担当参与

北川 嘉昭氏 日本鉱業協会 関税委員会 副委員長
三井金属鉱業株式会社 代表取締役・専務取締役
専務執行役員・金属・環境事業本部長

工藤 章氏 日本貿易会 市場委員会 主幹
三菱商事(株)コーポレート担当役員(地域戦略)付
上席顧問（前理事・中南米統括）

長屋 信博氏 全国漁業協同組合連合会 常務理事

細野 昭雄氏 政策研究大学院大学教授

堀田 隆之氏 電子情報技術産業協会（JEITA）
関税専門委員会 委員長
三洋電機株式会社 経営企画本部渉外部 担当課長

矢野 義博氏 日本自動車工業会(JAMA)
国際統括部 統括部長

柳田 武三 日本貿易振興機構(JETRO) 理事

(委員名 五十音順)

オブザーバー：

外務省	高杉 優弘氏	中南米局 南米課 課長
	細野 真一氏	経済局 経済連携課長
財務省	栗原 一福氏	関税局 参事官室 参事官
農林水産省	宮島 栄一氏	国際部 経済連携チーム 国際交渉官
水産庁	金子 守男氏	加工流通課 水産貿易対策室 課長補佐
経済産業省	新美 潤氏	通商政策局 審議官/通商戦略担当
	三田 紀之氏	通商政策局 経済連携課長
	本間 英一氏	通商政策局 中南米室長
安達 直隆氏	石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)	金属資源開発本部 資源探査部審議役 企画調査部 企画課長
小林 康幸氏	全国農業協同組合中央会（JA）農政部	WTO・EPA 対策室
多田 尚平氏	国際協力機構(JICA)	中南米部南米第一課 調査役
中村 仁氏	日本・東京商工会議所	国際部 副部長

(関係省庁を除くオブザーバー名 五十音順)

事務局：

日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部中南米課

第1章これまでのペルーとの関係について

① 最近のペルー政治経済動向（細野 昭雄 委員）

はじめに、世界における中南米の地位、重要性などについて述べ、その中でのペルーの特徴と重要性などについて検討することとしたい。

中南米には、BRICS の1国であるブラジルや、ネクストイレブンの1角を占めるメキシコなどをはじめ、アルゼンチン、ベネズエラ、ペルー、チリ、コロンビア（ここにあげた国々を、以下 LA7 と呼ぶ）などの国々があり、中南米の GDP は世界の 6%強に達し、中国 (5.5%) より大きく、ASEAN (2%) の3倍に達する。

中南米はまた、エネルギー、鉱産資源、食糧のいずれも豊かな資源大国でもある。しかし、近年、中南米が脚光浴びるようになってきた理由はこれだけではない。資源大国であることや、経済安定、成長持続と購買力上昇による市場の拡大に加え、今後さらなる発展が見込まれるという経済ポテンシャルの観点からも重視される。「失われた 80 年代」に深刻な不況に陥った中南米は、90 年代以降次第に回復に向かう。一人当たり所得の年平均成長率は 1.7%を記録し、同時期の東アジアには及ばないものの世界平均の 1.4%を上回った。この傾向は 03 年以降、さらに強まる。またこの間、人口増加率が低下したことも注目される。かつて 2%以上だった人口増加率は 90 年代に 1.6%に減少し、東アジアの 1.2%、世界平均の 1.4%よりは高いものの他の途上国より低くなった。それが、一人当たりの所得水準を高めることにも繋がっている。

ペルー経済の特徴と最近の動向

以上のような特徴を有する中南米諸国の中で、改革と成長の「優等生」と言ってよいのがペルーである。具体的には、特に、GDP の成長率も輸出の増加率も、中南米主要国で最も高いこと、交易条件の好転も主要国中最大であること、対 GDP 比で、中南米諸国の中で、非常に高い、海外からの直接投資が行われてきていること、外貨準備の着実な増加のあること、対 GDP 債務比率が低いことなどを挙げることができる。

ペルーは南米で3番目に国土の大きい国であり、かつ、多様で豊富な資源国である。チリに次ぐ、南米で第2の銅の生産国で、世界有数の銀の生産国でもある。そのほか、金、鉛、亜鉛が豊富で、南米太平洋岸では、最大の天然ガスを保有する。海岸地帯をはじめ、広大な農業適地があり、森林面積は南米第2位の広さを誇る。また、世界最大の水産国で魚粉の輸出額も大きい。しかも、ペルーは、世界有数の観光資源を有する。マチュピチュ、クスコ、ナスカをはじめ10の世界遺産がある。豊かな生態系など、新たな観光のポテンシャルも大きい。

こうした有利な条件を有するペルーは、治安の改善、経済の安定と自由化が進むことで、外資による投資などが進み成長と発展を実現することが可能となった。フジモリ政権の下、90年代に開始された改革は今日に受け継がれ、その成果は、最近特に顕著である。

それを何よりも象徴するのが、スタンダード&プアーズが今年、ペルーに投資適格の格付けを付与したことである。また、世銀によれば、ペルーは投資家保護については、中南米で第2位となっている。¹

ペルー経済の最近の動向

ペルーは、中南米でもっとも高い成長率を長期に維持してきた。中南米の平均を大きく上回り、かつ、「失われた5年」と呼ばれるブラジル危機以降の5年間も、ほかの主要国の成長が低迷する中、ペルーは、比較的高い成長率を達成した。さらに、近年ペルーのGDP成長率は、2004年5.1%、2005年6.4%、2006年7.6%、2007年8.9%と高い水準で推移し、民間投資、公共投資ともに、2005年以降2ケタ台の増加が続いている。

資源の価格上昇、輸出量の増加により、輸出額は、2004年40.9%の増加、2005年35.3%、2006年36.9%、2007年16.3%と大幅の増加が続いている。2007年の輸出額は、2005年と比較して、100億ドルの増加となり、276億ドルに達した。鉱産物、農牧畜産品、その加工品、水産物など資源関連の輸出の増加は目覚ましい。鉱産物は、2005年からの2年間で80%の増加となった。良質の綿花を生産するペルーは繊維・アパレルの競争力も高く、その輸出額は、過去8年間に倍増した。観光客の増加も続き、2006年170万人に達した。すでにホテルが不足気味である。このほか、コールセ

¹ World Bank, *Doing Business 2008* による。

ンターの増加、IT 産業への投資も増えている。

ペルーの高成長の要因

以上に述べたような、近年のペルーの高成長の要因として次のような点を挙げることが出来る。

まず、高い輸出成長率が続いたことが挙げられる。但し、伝統製品の割合が高く、銅、金、亜鉛が輸出の半ばを占めている。特に、銅が全体の 4 分の 1 を占めるが、これには 06 年末からの Cerro Verde 鉱山の本格的操業開始の効果も大きいとされる。非伝統製品では、繊維品が約 6% を占め、アンデス貿易促進麻薬撲滅法 (ATPDEA) による米国市場における特惠でアパレル輸出好調であった。

次に、多額の外国直接投資が行われてきていることも重要である。投資環境が大きく改善し、08 年に S&P が、ペルーを投資適格に格上げしたことは既にのべた。最近の動きとして、ミチキジャイ鉱山をアングロアメリカンが落札したこと、銀行業への外国投資が進んでいること、中国の動きが活発であることなども挙げられる。

先に述べた改革の成果と健全なマクロ経済運営も高成長を支える重要な要因である。それは、低い対外債務比率、高い外貨準備高、低い物価上昇率などに反映している。

上に、輸出の高い増加率を近年の高成長の最大の要因として挙げたが、07 年、08 年に至ると、内需の拡大も成長を押し上げる要因として重要性を高めてきている。JETRO の資料によれば、携帯電話の需要の急増、建設業の活況、クレジット・カードの発行増加などが見られており、これらに内需の拡大が反映していると言えよう。

最近の国際金融危機の影響

最近の国際金融危機は、中南米全体に及んでおり、輸出の減少、為替の切り下げ、株価の低下、外国からの借款コストの上昇、在外（特に、在米）の中南米の人々からの国内向け送金の減少、観光収入の減少、外国からの直接投資の減少が起こっている。

ペルーにおいても輸出の減少が起こっており、08 年 9 月に 03 年以来はじめての貿易赤字を記録した。為替の切り下げについては、ペルーの場合、中銀が過度の切り下げ回避のために介入を行ってきた。

ペルーも上記のような国際金融危機の影響を受け、2009 年の成長率は

減速することが予想されている。しかしながら、その影響は、ほかの中南米諸国より少なく、国連ラテンアメリカ経済委員会（UN ECLAC）の予想では、ペルーの成長は減速するものの、中南米諸国の中で、最も高い成長率となることとしている。（08年12月の予想）

ペルー経済の今後の展望については、最近まで、蔵相であった、Luis Valdivieso氏が次のように指摘している。（同蔵相は、09年1月19日まで在任）「一次産品の価格低下で財政収入は減少したが、最近3年間の財政黒字の蓄積があり、これにより、政府は30億ドル（相当）の経済対策を発表した。金融危機の影響が大きいのは、工業、繊維、農産加工等である。成長率は、5.5%から6.5%を予想している。」ただし、ECLACは、2008年12月にペルーの09年成長率を5%と予測し、また、EIUは4.6%と予測している。また、EIUによれば、財政収支は08年の2.8%の黒字から0.6%の赤字となる見通しである。

ペルー政治の動向

ペルーでも、中南米の多くの諸国と同様、1時期軍政が続いた。ホアン・ベラスコ・アルバラード将軍のクーデターに、フェルナンド・ベラウンデ・テリー政権（1963年から68年）は倒れ、それ以来、1980年まで軍政が続いた。ベラスコ政権（1968年から75年）は、その「ペルー革命」が挫折し、フランシスコ・モラレス・ベルムデスが政権を掌握する。（1975年から80年）同政権は、民政への復帰を決め、その選挙で、フェルナンド・ベラウンデ・テリー氏が再び大統領に当選する。

次の大統領選挙で、政権に就いたのが、アラン・ガルシア大統領で、同政権（1985年から90年）下では、ゲリラ活動の激化、経済の悪化が進む。こうした状況下で、政権に就いたのが、アルベルト・フジモリ大統領であった。

1990年フジモリ政権が誕生した時には、センドロ・ルミノソやトゥッパク・アマルのようなゲリラ勢力がリマ市周辺のスラムにまで浸透し中央政府を脅かすまでになっていた。当時、高級住宅地でさえ、自動車に仕掛けられた無差別爆弾テロは日常茶飯事となり、治安が著しく悪化。地方でも、ゲリラ支配地域が拡大しつつあった。このころ経済も最悪の状態にあった。インフレは7000%に達した。

まさに、経済は破綻し、ゲリラ勢力の脅威にさらされ、八方塞がり状態を打開することを期待されて登場したのがフジモリ政権であった。ハイパーインフレを収束させ、経済を安定させることが就任直後の喫緊の課

題であり、フジモリ大統領が、就任後、間髪をいれず実施したのが、「フジ・ショック」政策であった。その上で、フジモリ政権は、自由主義的改革に着手した。

アラン・ガルシア政権のポピュリズム政策が経済の破綻、ハイパーインフレの原因であったから、フジモリ政権はそうした政策を否定し、自由化政策、民営化政策を実施した。しかし、それらが成果を生むには、ゲリラ勢力の拡大を抑え、悪化した治安を回復する必要があった。92年には、上記の2つのゲリラグループの最高指導者が捕らえられ、その勢いは次第に低下していった。それでも、1997年、日本大使公邸人質事件がおこった。しかし、ペルーの「コロンビア化」は避けられたのである。また、経済改革は、着実に推進された。

2001年に発足したトレド政権（2001年から06年）がどのような政策を行うかが注目された。反フジモリ色の目立つ同政権であったが、経済政策については、自由主義政策が継承された。その「改革の火」を守る役割を担ったのが、蔵相に就任した、ペドロ・パブロ・クチンスキー氏であった。また、リチャード・ウエップ氏が中央銀行総裁に就任した。トレド政権期、改革の成果が発揮され、成長率も次第に上昇したことは、前節で述べたとおりである。

このトレド政権の後、第2次アラン・ガルシア政権（アプラ党、Partido Aprista Peruano）が2006年にスタートする。先に述べた、第1次アラン・ガルシア政権の記憶から、その経済政策の行方に関心が集まったが、フジモリ政権以来の、自由主義経済政策、健全なマクロ経済政策運営は、概ね、継承され、近年、既述の通り、高成長が続いている。また、アラン・ガルシア政権は、米国とのFTA実現を推進、最近発効した。さらに、カナダ、韓国、中国、EUなどとのFTAに向けた取り組みも強めている。

環境問題では、環境省を創設、環境・気候変動対策を強める方針を表明している。アラン・ガルシア大統領は、訪日時に、福田首相と会談し、両国の環境・気候変動に関する協力についての共同声明が発表された。この中で、ペルーは日本のクールアースイニシアティブを高く評価し、両国のこの分野での具体的協力の方向が打ち出された。

2008年10月、石油採掘権をめぐるペルー・ペトロ社の不正取引疑惑を受けて、国会でデル・カスティージョ首相に対する不信任決議が可決され、内閣は一旦総辞職したが、同14日、16名の閣僚中10名が再任する形でシモン首相を首班とする新内閣が発足した。

これより先、2008年5月には、リマ市でEUラテンアメリカサミットが

開催され、EU 諸国の首脳は、既述のような、高成長で活況を呈するペルーを目の当たりにした。さらに、11 月には、APEC 首脳会合がペルーで開催された。アジア太平洋の主要国の参加するこの会議は、発展するペルーをアピールする絶好の機会を提供することとなった。

今後、国際金融危機の影響への対応が注目される。また、より中長期的には、農村や、都市のスラムなどに広がる貧困を克服するとともに、首都と地方の経済格差を縮小していくなどの課題に取り組んでいく必要がある。それに成功すれば、共通の問題に直面する他のアンデス諸国や中米諸国のモデルともなろう。

② 日本・ペルー投資協定との関係

2008 年初頭、ガルシア大統領が訪日したことを契機に、日本・ペルー二国間経済合同委員会が 8 年ぶりに開催された。これまで停滞していた日秘関係はこれで急速に深まり、日本企業にとってもペルーとのビジネスを進める上で、重要な年となった。これに先立つ 2007 年 12 月、日本・ペルー投資協定に先立ち実施された経済産業省実施アンケートによれば、豊富な資源に魅力を持つメリットとともに、投資環境改善を求める声が高かった。このことが、日本とペルーの投資協定締結に向けた要望となり、2008 年 5 月から交渉を開始し、11 月にリマで開催された APEC の際に日本・ペルー投資協定署名の運びとなった。

同協定のポイントとして、①投資保護に加え、自由化に関する内容を含むこと、②手続きの透明性の確保や、③紛争解決ルールの規定、そしてこれまでの投資協定では初めての試みとなる④「投資環境改善小委員会」の設置があげられる。日本との EPA については、投資協定で合意された内容が確実に履行されることを前提として、必要に応じて更にこれを補強していくことも検討すべきである。

第 2 章 日本がペルーと FTA を結ぶ意味

ペルーは、アジアでは、韓国及び中国等との FTA を促進している。韓国については、昨年 11 月の APEC 首脳会議の際に、韓国・ペルー両国政府が事前研究の最終報告内容と交渉開始について合意した。ペルー市場で韓国企業等と競合関係にある日本企業は市場におけるイコルフिटティング条件確保の観点から、韓国・ペルー FTA に危機感を募らせている現状にある。また、ペルーは中国についても、昨年 11 月に交渉を妥結さ

せ、署名を行っている。他のアジア諸国とは、タイ、シンガポールとの間に FTA を締結おり、中南米諸国とは、メキシコ、チリと FTA を結んでいる。更にペルーは、すでに米国やカナダとも FTA を締結済みで、米国との FTA については、本年 2 月 1 日に発効している。このような環境下で、日本企業のペルーにおける競争条件を整備するためには、我が国も、ペルーとの FTA を結ぶ意義が大きいと考えられる。更にペルーは P 4 への参加を表明しており、今後の太平洋地域における FTA の広がりに対応する意味でもペルーとの FTA は日本にとり意義が大きい。

また、ペルーのビジネス環境に目を向けた場合、日本企業にとり、同国で事業を展開していく上で、解決しなくてはならない問題も多い。関税の問題のみならず、たとえば、強い声の出ている、知的財産の保護、ビジネス環境の整備などである。したがって、在ペルー日本企業の多くが加盟する日秘商工会議所は在ペルー日本大使館や経済産業省等に対して日本・ペルーEPA 交渉の早期開始を要望しているところである。

またペルーを巡る FTA の展望を見ると ペルー側の日本に対する見方は、アラオス貿易観光大臣が機会あるごとに「日本が FTA (EPA) 交渉に応じてくれるのであれば、交渉チームの人員を増やしてでも対応したい」とし、日本との FTA (EPA) に積極的な姿勢を示しており、先方が EPA 締結に熱心である現在が、タイミング的にも時宜を得たものであると考えられる。

第 3 章 FTA に見込まれる効果と影響

① 日本・ペルー両国間の貿易および関税率の分析

(柳田 武三 委員)

【対ペルー輸出の構造】

概況

日本側通関統計によれば、2007 年の日本の対ペルー輸出総額は前年比 43.8%増の 5 億 4,860 万ドルとなっている。大半を占めるのは自動車（新車、中古車）であり、輸出総額の 59.9%となっている。さらに付随する自動車部品その他、鉱山開発関連機器、そして家電・精密医療機器等を合わせると、80.3%となる。ちなみにペルーの新車市場は拡大しており、2005 年までは国内販売台数の過半を中古車が占めていたが、2006 年以降は新車が市場の主役となっている。

主要品目と関税構造

主要品目：

2007 年（1 月～12 月）のペルー側統計を基に、日本の対ペルー輸出を金額ベース上位 50 品目で整理したところ、これら 50 品目で対ペルー輸出総額の 73%程度を占める結果となった。最上位 10 品目のうち 5 品目は乗用自動車、2 品目は貨物自動車、ほかショベルカー、鉄鋼品、印刷機となっている。11 位以降を見ると、各種タイヤが登場するが、金額的に多いのは、「建設用又は産業用の車両および機械に使用するもの」、「バスまたは貨物自動車に使用する種類のもの」となっており、乗用自動車用のものを上回っている。その他テレビジョンカメラ、デジタルカメラおよびビデオカメラレコーダー、医療用機器等となっている。

関税構造：

対日輸入に適用されるペルーの基本税率は、0%、9%、17%、20%の 4 段階となっている。前出の上位 50 品目では、このうちの 0%、9%のみの対象となっており、その中でも乗用自動車のみ有税（9%）である。

業種別：**自動車：**

ペルー国内では、新車市場が急拡大しており、これまで主流だった中古車に代わり、2006 年以降新車販売が逆転している。2007 年の各国メーカーの新車販売総台数は、5 万 1 千台と前年比 55.1%増、2008 年は 11 月までの統計で既に 8 万 5 千台と 66.6%増となった。同統計によれば、商用貨物車と乗用車の割合は、商用 61.6%、乗用 38.4%となっている。

中古車については、改正新タクナ・フリーゾーン法により、主に日本から輸出された中古車のハンドルを左ハンドルに改修し、ペルーに内貨する産業が保護されている。2008 年 12 月に同制度の期限が切れる予定だったが、2011 年までの 3 年間の延長が決定している。今後の中古車輸入規制については不透明である。

一般機械・機器：

鉱山開発に伴う重機（ショベルカー、ブルドーザー、自走式トラック、地ならし機等）や、そのタイヤなどの部品が重要な品目となっている。

家電関係：

ソニー、パナソニック等日系企業が販売拠点を設置。デジタル家電を中心に販売を伸ばすも、中国系企業の安価な製品との競争を強いられている。

【対ペルー輸入の構造】**概況：**

日本側通関統計によると、2007 年の日本の対ペルー輸入総額は、前年比 69.0%増の 22 億 3,690 万ドルと大幅な増加となった。対ペルー輸出との比率は概ね輸出 1：輸入 4 と大幅な輸入超となっている。2008 年前半まで価格高騰していた銅精鉱と亜鉛精鉱で輸入総額の 70%を構成しているのが大きな要因である。また同様に価格上昇を続けてきた飼料用魚粉も前年比減少ながら、輸入総額の 7.9%を構成している。

主要品目と関税構造**主要品目：**

2007 年 1 月～12 月期の日本の対ペルー輸入統計を金額ベースで上位 50 品目を整理したところ、上位 10 品目の金属類、魚粉等で輸入総額の 94%、上位 50 品目で 99.2%を占めるものとなっている。その他の品目としては、いか（ポタ）、コーヒー、果実・野菜（冷蔵、冷凍、乾燥）、繊維製品、観賞魚、着色料などがある。

関税構造：

輸入上位品目のうち大半が無税であるが、金属製品のうち地金分はスライド関税となっており、価格下落時には有税扱いとなっている。

業種別**鉱業：**

日本の鉱物資源調達先国としてペルーは、2007 年の輸入量ベースで銅鉱については 3 位、亜鉛鉱については 1 位と、重要な調達先国となっている。ただし、拡大が続いてきた鉱産物生産であるが、昨

年の米国発金融危機に伴う景気停滞、需要減に伴う金属価格の大幅下落により、今後しばらく低迷が続くと見られている。JOGMEC カレントレポート（1 月 15 日付）によれば、ペルー主要鉱山会社の 2008 年第 3 四半期業績について、金山を保有している鉱山会社は金価格が高水準を維持していることもあり増収増益を保っているものの、銅山や亜鉛鉱山などは、落ち込みが顕著だとしている。しかし同時に、新たな鉱山開発に参入しようとする日本企業にとっては、探鉱開発の権益取得価格の下落や円高傾向を背景に、新たな権益獲得のチャンスと捉える向きもあるとも指摘している。

魚粉：

2007 年の日本の魚粉輸入量は、前年比 15%減の 34 万 6,783 トン。うちペルーは前年比 14.9%減の 15 万 2,819 トンと輸入量全体の 44.1%を占め、依然調達先として 1 位であるが、ベトナム、タイなどアジアからの輸入が近年拡大している傾向がある。特にベトナムからの輸入量は前年比 38.7%増の 13,538 となっている。この増加の大半はメコンデルタ産養殖ナマズ魚粉とされ、養殖による量的質的安定性やペルー産の 6 割とも言われる低価格を売りに日本の調整飼料・魚粉メーカーに注目されている。

【対ペルー投資の構造】

概況：

日本からの対ペルー投資残高（登録ベース、80 年～2007 年累計）は、116.8 百万ドルで、国別では 18 位（構成比：0.7%）となっている。鉱業分野が大半であるが、2009 年 1 月には、大手建設機械メーカーの小松製作所が、米国子会社を通じて三井物産の 100%子会社である三井マキナリアスペルーの 40%の株式を取得するなど新たな動きもある。

【主な進出日系企業の状況】

鉱業：

三菱商事：アンタミナ鉱山（銅、亜鉛）に開発段階（1999 年）より

10%の資本参加。

住友金属鉱山、住友商事：セロ・ベルデ鉱山（銅）にそれぞれ 16.8%、4.2%の権益比率で参入（2004 年）。住友金属鉱山は、2007 年 10 月に現地法人設立。

三井金属鉱業、三井物産：ワンサラ鉱山（亜鉛）をそれぞれ 70%、30%の出資比率により約 40 年間操業している。また、パルカ鉱山（亜鉛）を三井金属鉱業 100%により 2006 年より操業。

自動車・家電：

ペルートヨタ：出資比率 三井物産 49%、トヨタ 49%、地場 2%。
2008 年販売台数（11 月まで）

21,722 台（シェア 25.3%で 1 位）

ホンダ・デル・ペルー：4 輪、2 輪の輸入・販売のほか、バイクの生産工場（ホンダ・セルバ・デル・ペルー）をアマゾンのイキトスに設立（2006 年 9 月）。カヤオ工場の 3 輪生産あわせ年間 20,000 台。

パナソニック・ペルー：家電の輸入・販売および、工場は現在乾電池生産（年間 8 億個） 2008 年デジタル家電輸入額（11 月まで） 15,985,244 ドル（CIF ベース）

ソニーペルー：家電の輸入・販売。

2008 年デジタル家電輸入額（11 月まで）

24,215,206 ドル（CIF ベース）

食品：

ペルー味の素：味の素、しょうゆ、インスタントラーメンなど生産、ペルー国内販売および近隣国への輸出。

三栄源：天然着色料原料の生産、対日輸出（コチニール原料、紫とうもろこし）。

2008 年在中南米日系進出企業の経営実態調査：

2008 年の営業収支見込について、進出日系企業の黒字比率は、ペルーが 81.3%と最も高く、高水準な国際市況が続いた結果、国内市場も好調に推移し、企業収益に好影響を与えたと見られている。

2009 年以降の投資計画についても、「増加」の回答率がもっとも高かったのはペルーで 55.6%となった。

現在直面している問題としては、労働コストの上昇は顕著でないものの、知的財産保護では、一般消費財、ゲームソフトなどで日本企業の商品の模倣品が出回っているとされ、問題と感じている企業の割合がもっとも高かった（27.8%）。これも踏まえ、EPA があつた場合の事業活動上のメリット有無については、88.9%の企業がメリットありと回答しており、かつ期待する項目については、「関税の撤廃（77.8%）」のほか、「労働・法制度・税関手続きなどビジネス環境の改善（72.2%）」が多かった。

② 主要産業

【自動車（矢野 義博 委員）】

ペルーでのビジネス概況

日本の自動車メーカーは、ペルーでは自動車の現地生産は行っておらず、完成車を輸入販売する形でビジネス活動を行っている。二輪車では、輸入販売に加えて、本田技研工業が現地の需要増に応える形で 2007 年 10 月からイキトス市で現地生産を開始している。

ペルーの新車市場は、国内経済の好況もあり、ここ数年で急成長している。2001 年には 1 万台の市場であったのが、2007 年には 5 万台に、2008 年には過去最高の 9 万台に達する見込み。ペルー市場の拡大に伴い、日本からペルーへの自動車輸出台数も、右肩上がりに伸びている。2008 年の輸出台数は 3 万 3,000 台と、前年比で 2 倍となる台数を輸出している。ペルーは、市場の規模としては南米諸国の中では中規模だが、輸出先としては、チリ、コロンビアに続き 3 番目に輸出台数の多い市場であり、重要な市場の一つであると考えている。

金融危機の影響により、2009 年の市場は前年に比べて縮小する見通しだが、ペルーでは人口あたりの自動車保有台数が依然低いことや、新車市場とは別に 4 万台規模の中古車市場があり、こうした中古車から新車への買換えが見込まれることなど、中長期的には、今後の成長が大いに期待できるポテンシャルを秘めた市場である。そのため、多くの日本メーカーが、ペルーを今後の重点強化市場として位置づけている。

しかしながら、近年は韓国、中国、タイといった他のアジア諸国からの輸入が急増している。統計データによると、２００２年には、ペルーの自動車輸入における日本からの輸入の割合は４７％を占めていたが、２００８年の１－６月では３４％に減少している。一方で、韓国からの輸入の割合は９％から１７％に増加している。また、まだ台数は少ないものの、ペルーの平均的な自動車価格よりも低価格で販売されている中国車の市場でのプレゼンスが、年々高まっている。２００８年の１－６月の中国車の輸入台数は２，８００台と、前年同期比で５倍の伸びとなっており、今後もこの傾向は続くものと思われる。

韓国や中国は既にペルーとＥＰＡ交渉を行っていると聞いている。特に、市場で直接競合する韓国車への関税が撤廃され、日本車に対してのみ９％の関税がかかることになると、日本メーカーは市場では非常に不利な立場に置かれることになり、大変危惧している。

研究会へ参加するにあたって、自工会会員企業にペルーにおけるビジネスの実態についてアンケート調査を行ったところ、ビジネス環境について幾つか問題提起があった。

特に多かった意見は、道路交通の整備と改善を期待するものであった。また、リマ市は急激に経済発展を遂げている一方で、地方都市との格差が拡大している、との指摘もあった。このため、日本メーカーのビジネスはリマ市周辺が中心となっており、地方での販売店開拓が積極的に行えていない、という実情のようである。日本メーカーが今後、さらにビジネスを拡大させるには、全国レベルでの経済発展や、道路などのインフラが整備されることが必要。

中古車市場には新車市場への買換えが期待できるという面がある一方で、ペルーでは輸入中古車にかかる関税が一般車と同じであるために安価な中古車が多量に輸入され、新車市場拡大の障害となっている。チリ、コロンビア、ベネズエラ、エクアドル、アルゼンチンなど、南米諸国では中古車の輸入を原則禁止している国が多いこともあり、ペルーでも中古車の輸入を制限する、あるいは、新車との関税格差をつけて欲しい、といった要望があった。

また、企業の利益に対して一定の割合を従業員に還元しなければならないという従業員配当制度が定められているために企業の裁量が狭められていること、金利収入に対する課税が通常の営業収入に対する課税に比較して極端に高いこと、について、これら制度の撤廃もしくは是正を求める意見があった。

その他にも、二重課税防止のための日ペルー二国間租税条約の締結、業務をアウトソーシングする場合に依頼企業側に過大な責任が課せられることの改善、自動車部品の模倣品の取締りや知財保護の強化、高品質なガソリンや軽油の供給網の整備、治安の強化、を改善して欲しいとの意見があった。

ペルーとのEPAがもたらすメリット・デメリット

ペルーとのEPAがもたらすメリットについて、ペルーでは現在、乗用車および二輪車に9%の関税がかかっている。自工会会員企業の2008年のペルーへの乗用車の輸出金額は、年間で2.9億ドルとなっており、単純に計算しても年間2,600万ドルの関税を支払っている計算となる。EPAによってこれが撤廃されれば、自動車の市場価格が下がり、韓国車に対する競争力の強化や、中古車市場の取り込みが期待できる。

商用車については、関税が既にゼロとなっていることからEPAによる関税メリットはない。

これまでに日本が締結してきたEPAでは、進出企業が抱えるビジネス上の様々な問題について相手国政府と直接議論することができる、ビジネス環境整備のための委員会が設置されている。特に、日メキシコEPAでは、委員会での相手国政府との討議を通じて、治安の向上や模倣品対策、通関手続きなどの分野において、具体的な成果が上がっていると聞いている。日ペルーEPAにおいても同様の枠組みが設置され、道路・インフラ整備、中古車輸入、従業員配当制度や金利収入への高課税などの問題が改善されることを期待する。

今のところ、ペルーとのEPAが日本の自動車業界にデメリットをもたらすという認識は持っていない。しかしながら、原産地規則・証明制度

について若干の懸念を持っている。現在、日本はメキシコやチリ、アセアン諸国とEPAを結んでいるが、原産地証明書の取得手続きが煩雑であることや、協定の運用上の問題点があり、EPAによるメリットを最大限に享受できていないのが現状。日ペルーEPAでは、こうした問題の起こらない原産地規則・証明制度が採用されることを期待する。

具体的には、付加価値基準と関税番号変更基準のどちらかを企業が選択できる原産地規則であること、証明制度では第三者証明と自己証明のどちらかを企業が選択できる制度であること、また運用面では、原産地証明書を遡及発給した場合に関税の払い戻しが確実に行われること、などが肝要。

まとめ

自動車産業は製造、販売をはじめ整備、材料および部品など各分野にわたる広範な関連産業を持つ産業であり、日本経済を支える重要な産業である。日本の自動車メーカーは、1980年代以降、世界各国での現地生産を積極的に展開してきているが、一方で、日本の製造業基盤と雇用の維持のために、年間1,000万台規模の国内生産を維持することも大切な責務である。そうした中、日本から海外市場への輸出機会を確実に確保すること、つまりは、日本製の自動車が海外市場で競争上不利な立場に置かれないことが重要。日ペルーEPAの早期の発効に向けて、今後もスピード感を持って進める必要がある。

【機械・機器（飯塚 博 委員）】

海外売上高

東芝グループの2007年度における海外売上高は3兆9千7百億円。世界売上7兆7千億に対して52%に当たる。

地域別ではアジアが42%でトップ、北米（25%）、欧州（25%）と続き、この3地域で全体の92%を占め、中南米はわずか2%弱と極めて低い構成。（日本からの輸出に関してはアジア向けが65%中南米向けは約4%）

中南米における拠点

中南米における投資先としては4ヶ国、即ち、メキシコ、ベネズエラ、

コロンビア、ブラジル。各国別では、

1) メキシコ

- ① PC、映像機器他の販売及びコーポレート事務所
- ② 液晶テレビの組立て（全量米国へ輸出）
- ③ タービンの製造販売するためのGEとの合弁会社、

2) ベネズエラ、コロンビアには電力機器販売の情報収集のための事務所。

3) ブラジル。

- ① 電力用変圧器の製造販売会社
- ② 半導体販売の為の口銭会社
- ③ 医用機器販売会社
- ④ コーポレート事務所
- ⑤ 映像、音響機器の製造販売会社

中南米地域の国別内訳

メキシコ、ブラジルでそれぞれ35%、31%を占め二カ国で66%。
ペルー向けは中南米全体の1%のみ。

日本からの輸出に関してはブラジル、ベネズエラ向けが多く、ペルー向けは1.4億円

ペルーとのビジネス概要

07年度 は11億円

ペルーでの事業は全て現地代理店にて行われている。

販売製品としては電力関連機器、医用機器、パソコン、及びコピー。

社会インフラ分野とデジタルプロダクト分野とほぼ半分づつ。

日本からの輸出の内訳はすべて医用機器。

尚、ペルーには販売現法はないので、売上高はすべてペルー向けの各生産・販売拠点からの輸出。

医用機器の輸出実績

日本からの輸出はX線装置と超音波装置がメイン

08年度は大型案件の受注があり、大幅な伸びとなる。

ペルー市場をどう見るか

1) 特徴としては三つ

- ①消費市場としては魅力なし

- ②製品の関税が低い
- ③製造産業がなく、裾野産業も育っていない

2) 投資先を選定する場合のポイント

販売拠点

- ①地場市場の発展が期待できる事
- ②外資に対する規制が無い事
- ③期待する人材が得られる事
- ④鉄道、道路等の共通インフラが整備されている事

製造拠点

- ①容易に必要な部材が調達できる
- ②レイバーの質、賃金レベルが見合う
- ③流通インフラが整備されている

販売&製造拠点

地場市場の発展が期待でき、尚且つ完成品の関税が高く、部品の関税が低いこと

これらの条件にペルーを照らし合わせてみると、産業機械分野に関して

- ①投資対象国としての魅力は無い
- ②設備等の産業機械の受注機会は大きい

日本ペルーEPAへの期待及び目的

- ①インフラ整備に協力し、投資環境の改善に寄与。
そのためには貿易上の諸問題の解決が必要
- ③ペルーが締結している他のEPAに劣後しないもの
- ④ペルーを中南米諸国への貿易拡大の橋頭堡とする

現在直面しており、困っている問題

1) ボンド

ペルーでの公共入札ではボンドを要求される。その際、応札者に対し入札者よりの各種のボンドが必要となっている。

- ①Bid Bond (応札に対する手付け) 5%
- ②Performance Bond (品質保証金) 10-20%
- ③Warranty Bond (製品の保証期間を担保) 5-10%
- ④Advance Bond (前払い金と同額) 70%

以上のBondの合計は90-105%となり、一億円の商談の場合売り手は1億円のボンドを積む必要がある。

このボンド問題は応札者（代理店）にとっては非常に大きな負担となって

おり、資金力が無いと大型商談に参加できないことになっている。

特にAdvance Bondは契約における支払い条件が70%前払いの場合はそれと同額のボンドが必要となっており、前払いといっても実質はプラマイゼロということで、非常に不合理。

(エクアドルなどでは、このボンド相当額の2倍の担保を銀行が提供要請することが多い様子)

撤廃またボンド額の減少を望みたい。

2) 輸入登録制度

ペルー厚生省に対して、輸入する医用機器の登録を事前に行う必要があり、輸入通関には、輸入登録にある品名、型式名と完全一致しているインボイスが要求される。入札にも輸入登録書類提出を求められている。

これに関する問題としては、以下があげられる。

⇒船積み書類作成に他の国以上に時間と手間がかかる

- ・ 現地の指示通りにインボイスの Description 欄を作成しなければならない
- ・ 暫定版、または Pro-forma invoice を現地に送付して確認しなければならない
- ・ 現地の指示通りに Description 欄を作成していても、修正を要求されることがある (理由不明)

⇒分割出荷、後送品出荷された貨物の現地輸入通関が非常に面倒 (できるだけ行わないようにしている)

輸入登録 (法規対応) は近年各国で厳しくなっており、世界的な傾向と思われるがEPA締結国に対しては何らかの簡便法を考慮して欲しい。

【鉱業 (北川 嘉昭 委員)】

1. 日本とペルーの基本的関係

(1) ペルーの非鉄金属生産

- ① 亜鉛 : 精鉱生産では世界第2位 (地金生産では世界第17位)
- ② 鉛 : 精鉱生産では世界第4位、(地金生産では世界第14位)
- ③ 銅 : 精鉱生産では世界第3位、(地金生産では世界第13位)

※国際銅需要研究会、国際鉛亜鉛需要研究会 2008 年 10 月発表値

(2) ペルーから我国への非鉄金属輸入量

- ① 亜鉛 : 精鉱輸入では第1位 (地金純分で165千t)
地金輸入では第2位 (13千t)
- ② 鉛 : 精鉱輸入では第4位 (地金純分で8千t)
地金輸入では第1位 (14千t)
- ③ 銅 : 精鉱輸入では第2位 (地金純分で212千t)
地金輸入では第4位 (13千t)

※2008年輸入通関実績

(3) 日本企業の対ペルー投資の現状

- ① ワンサラ鉱山 : 亜鉛・鉛、1968年操業開始
三井金属 70%、三井物産 30%
- ② アンタミナ鉱山 : 銅・亜鉛、2001年操業開始
三菱商事 10%)
- ③ セロベルデ鉱山 : 銅、2006年操業開始
住友金属鉱山 16.6%、住友商事 4.2%
- ④ パルカ鉱山 : 亜鉛・鉛、2006年操業開始
三井金属 100%

(4) ペルーへの貢献

・CSR活動を通じてペルーとの良好な関係構築を行っている。ワンサラ鉱山が行ったCSR活動は以下の通り。

- ① インフラ整備 : 自家発電からの電力供給、道路舗装、橋梁建設、上下水道整備
- ② 文化施設建設 : 体育館、文化センター、運動場整備
- ③ 医療支援 : 病院を設立し、従業員の検診、地域住民の外来診察
- ④ 教育支援 : 従業員子女のため幼稚園、小中学校を建設 (現在は廃校)
- ⑤ 農畜産業支援 : 灌漑設備建設、牧草改良、苗木配布、農牧産業技術指導

2. 我国の非鉄金属業界の特徴

(1) 資源循環型社会への貢献

- ・ 我国は非鉄金属製品の一大消費国であると同時に、自動車・家電などを消費した際に発生する非鉄含有廃棄物の一大排出国である。
- ・ 我国の製錬所は、鉱石を原料として非鉄金属地金を製造し、国内への安定供給を行うばかりではなく、電炉ダスト（電炉が亜鉛メッキ鋼板等を溶解する時に発生する含亜鉛ダスト）他の様々な産業廃棄物や自動車の廃蓄電池から、亜鉛や鉛等の非鉄金属を回収する等、リサイクルによる資源の有効活用を行っている。また、こうした資源リサイクルは足許未成熟ながらもこれからの成長ビジネスとして大きな期待が寄せられている。（別紙5は非鉄金属企業の廃棄物処理・リサイクル事業所のマップ）
- ・ 以上の通り、国内に非鉄製錬所が存在することは、製品の安定供給という面ばかりではなく資源循環型社会の構築という観点からも、極めて意義が大きいと思われる。

（２）環境コスト面でのハンディキャップ

- ・ 我国非鉄金属製錬業界は、世界的に例をみない半永久的な休廃止鉱山の廃水処理や堆積場の維持管理を義務付けられていることに加え、大気・土壌・水質面の環境規制も世界最高水準であり、そのコストが海外の製錬業者との競合に際しハンディキャップとなっている。

（３）コスト競争力

- ・ 我国の非鉄金属製錬業者は、原料鉱石のほとんどを輸入に依存するカスタムスメルター（買鉱製錬業者）であるため、原料鉱石の全量を国内資源で賄えるペルー等の資源国のスメルターに比べ、コスト競争力に劣る。特に、日本の亜鉛・鉛製錬所は規模も小さく、コスト競争力は脆弱である。

3. 我国の非鉄金属関税の現状

- （１）我国の非鉄金属関税は、精鉱については亜鉛・鉛・銅ともに無税で、地金の関税は以下の通りスライド関税となっており、非鉄価格の下落時には非鉄金属業界が保護されることになるが、価格回復時には関税は無税となる。

- （２）具体的には以下の通り。

①亜鉛： 4,300 円/ t 定額（但し、価格が 245,700 円/ t を超え 250,000 円/

t以下のものは「250,000円/t－課税価格」に減額となり、250,000円/tを超えるものは無税）〈参考 08年1月LME邦貨平均 254.3千円/t、09年1月LME邦貨平均 108.5千円/t〉

② 鉛 : 2,700円/t定額（但し、価格が177,300円/tを超え180,000円/t以下のものは「180,000円/t－課税価格」に減額となり、180,000円/tを超えるものは無税）〈参考 08年1月LME邦貨平均 283.5千円/t、09年1月LME邦貨平均 103.5千円〉

③ 銅 : 3.0%定率（但し、価格が485,000円/tを超え500,000円/t以下のものは「500,000円/t－課税価格」に減額となり、500,000円/tを超えるものは無税）〈参考 08年1月LME邦貨平均 767.4千円/t、09年1月LME邦貨平均 294.4千円〉

4. 関税の必要性

(1) ペルーの非鉄金属の輸出余力は我国の要輸入量を大幅に凌駕しており、日秘EPAの締結によりペルー産の非鉄地金が無制限に無税輸入されることになれば、リサイクルビジネスの発展が阻害されるとともに、我国非鉄金属製錬業界は甚大な影響を被ることになる。

(2) 例えば、最も影響が重大と思われる亜鉛の場合は、08年のペルー輸出余力は約125千tであり、更に09年末にはペルー最大手の製錬所が160千tの能力増強を完了することから輸出余力は300千tに近い水準に達し、太平洋の一大消費地である日本への輸出攻勢は強まることが予想される。

5. まとめ

(1) 資源循環型社会の確立が急がれる中、我国非鉄金属業界は、非鉄含有の産業廃棄物処理等による更なる社会貢献を求められており、同業界がこうした社会的責務を果たすことが、我国産業全体の発展のために不可欠であることは明白である。また、効率的かつ環境負荷の小さい先進技術を確立している我国非鉄金属業界は、資源開発、新時代の製錬技術開発、資源循環型社会への貢献等において、国際的にも期待されている。

(2) 一方、我国の非鉄金属業界は、進んだ製錬技術を保有しているものの、

原料となる鉱石をほとんど輸入に依存していることや、環境コストという特異なハンディキャップを負っていること等から、コスト競争力は脆弱であると言わざるを得ない。

(3) 以上より、非鉄金属の輸出意欲が強いペルーとの EPA 締結により、非鉄地金の関税が無税となった場合には、特に価格低迷時において国内非鉄金属事業の持続的運営が困難となり、延いては資源循環型社会の確立や国際貢献が不十分となることが予想されるため、非鉄関税への配慮は必要不可欠と考える。

(4) 最後に、我国の非鉄金属業界は資源国であるペルーの鉱山に積極的投資を行い産出品の精鉱を輸入するなど、良好な協力体制を築いてきており、これまでの友好関係を維持することが、日秘両国の鉱物資源と非鉄製錬分野の持続的発展に繋がるものと思われる。

【水産業（長屋 信博 委員）】

1. 我が国に置ける漁業の位置づけ

日本は、四方を海に囲まれ世界有数の好漁場的に恵まれている。そのため魚介類は歴史的に動物性タンパク質の主要な供給源となってきた。

水産物は、日本人の動物性タンパク質摂取量の約4割（全たんぱく質の約2割）を占める重要な食料であり、水産物摂取量は世界トップレベル。我が国は世界一の長寿国であり、魚食文化が長寿実現の一翼を担っている。

また、長い海岸線を有する我が国では、漁業は沿海部の地域社会、経済、文化において歴史的に中心的な役割を果たしており、漁業セクターは地域にとって重要かつセンシティブな存在となっている。

2. 国内水産業を取り巻く厳しい環境

「水産物需要の逡減、国産水産物の魚価低迷が続き、漁業経営を取り巻く状況は大変厳しく、燃油高騰が追い打ちをかけている。」

○日本の水産物自給率の低迷及び水産物市場の状況

200海里時代以前には、遠洋漁業が海外漁場で活躍し我が国の漁獲量が大きく伸び、国内に水産物を供給してきた。200海里時代に至り海外漁場からの撤退を余儀なくされると、その分を補うように輸入水産物が国内市場に流入してきた。その結果、自給率が低迷し現在では50%台で低迷している。水産

基本計画では2017年までに自給率を65%に向上させる目標を立て、国民の理解も得られている。

また、国内生産が減少しているにもかかわらず、水産物輸入の増加や景気の減退等の要因から、国内の水産物価格は低下傾向が続いている。他方、近年の国際的な水産物需要の高まりを反映して、輸入水産物の価格は上昇傾向にあり、「買い負け」が生じるなど、輸入依存の脆弱性が現れており、国内の生産体制の強化が求められている。

○燃油高騰の打撃を受ける漁業

漁業者の手取りは低水準にとどまる中、生産コストは年々増大している。2008年7月には燃油価格の高騰に対し全国の漁業者が一斉に休漁して国民に窮状を訴えた。現在漁業者は省エネ操業、休業、コスト削減等に取り組んでいる。

3. 我が国の漁業管理、資源管理の取り組み

日本には、長い歴史を有する多種多様な漁業があり、これらが漁業許可など一定の規制の下で調整を図りながら水産資源を利用している。漁業者グループによる自主的な資源管理の取り組みも全国的に見られる。

また、我が国漁業者の主要対象魚種である7魚種について漁獲可能量（TAC）制度を、9魚種について漁獲努力量管理（TAE）制度を実施し科学的な資源の管理を実施している。また、資源状況の悪化した特定地域の特定資源については、地域関係者の協力の下に資源回復計画を立て、資源の回復に努めている。

マグロ等の国際資源については、国際漁業管理機関での決議等にしがった適正な保存管理措置を実施している。

日本の漁業者は、厳しい経営状況下にあっても、このように資源管理のためのコストをかけて天然資源の持続的利用に取り組んでいるところである。

4. ペルーの漁業と日本の漁業

○ペルーの漁業

ペルーは、世界有数の漁業生産国である。魚種は日本の主要対象種と類似しており、未利用資源も多く漁業生産や養殖生産の潜在力を有する。

両国間の水産物貿易は、ペルーからの大幅な輸入超過となっている。

ペルーからの輸入品目は金額の約8割を魚粉が占め際だっている。

○ペルーの主要生産水産品目と日本の近類種生産量との比較

(トン)

ペルー (2006 年)			日本 (2006 年)	
英名	仮和名	生産量	和名	生産量
Anchoveta (=Peruvian anchovy)	カタクチイワシ (南米、中南米種)	5,935,302	かたくちいわし	415,497
			まいわし	52,503
Jumbo flying squid	(アメリカオオ) アカイカ	434,261	あかいかが	37,830
Chilean jack mackerel	アジ種	277,568	あじ類	191,165
Chub mackerel	サバ種	102,322	さば類	652,397
Peruvian calico scallop	ホタテガイ種	31,100	ほたてがい	484,022
South Pacific hake	メルルーサ、ヘイク	29,441	たら類	254,325
Penaeus shrimps nei	クルマエビ科	12,032	くるまえび	2,619

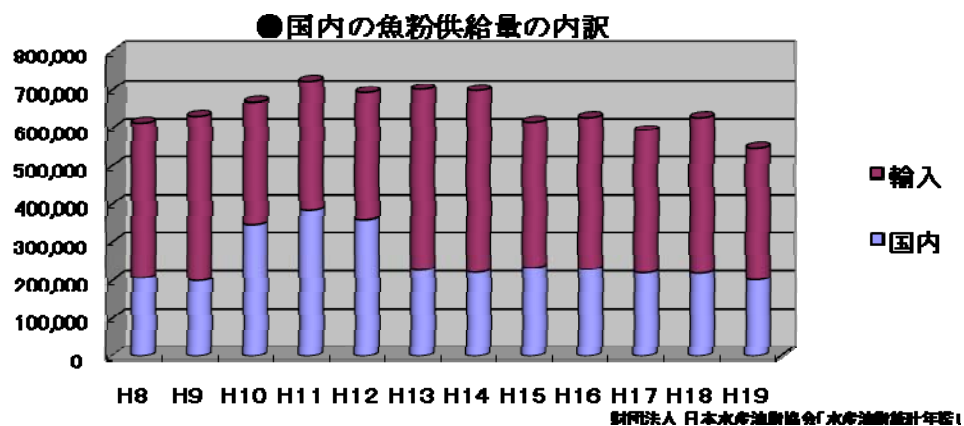
FAO:fishstat

農林水産省：漁業養殖業生産統計

○国内の魚粉需要

我が国においては飼料用原料として年間60万トン程度の魚粉需要があり、年間30万～40万トンの魚粉を輸入している（関税率は0%）。

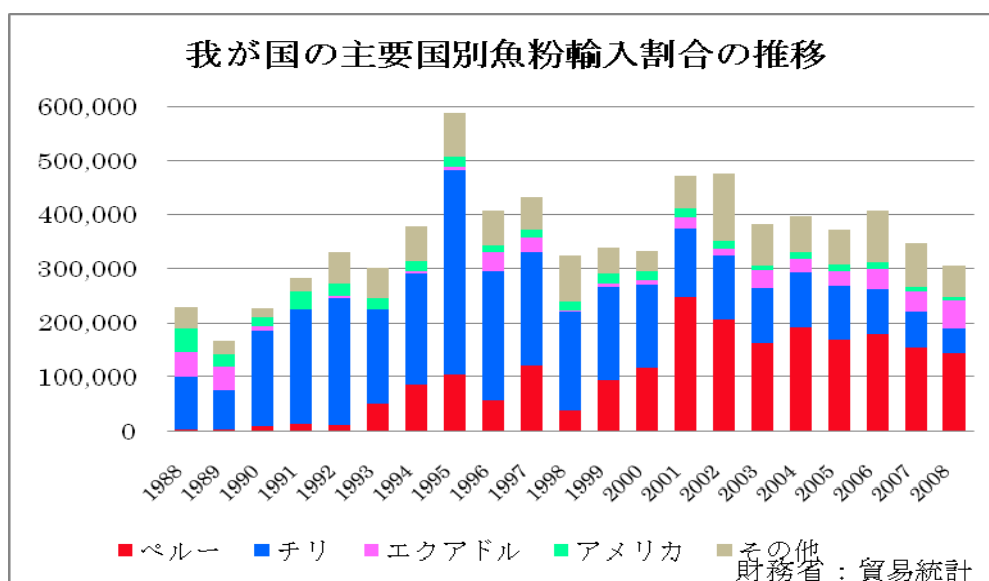
ペルー、チリの海域には豊富なカタクチイワシ、アジの資源があり、そこで生産される魚粉は高品質な製品として定評がある。



2007年の我が国の魚粉輸入実績は次のようになっており、ペルーが数量、金額とも第1位で、我が国にとって重要な魚粉の供給元である。

輸入合計	346,783 t		434億円
ペルー	152,819 t	(44%)	209億円
チリ	67,146 t	(19%)	96億円

国内生産量： 約20万 t（残滓ミール等）



現在、魚粉は我が国の国内生産ではまかないきれないため、高品質で安定的な輸入魚粉の確保が課題となっている。

近年は、世界的に魚類養殖が伸長しており（特に中国が養殖生産を増大させ、魚粉の買付け量を増やしており）、魚粉の確保がタイトになっている。また、このことによる価格高騰により、コストの過半を餌料費が占める国内養殖業の経営を圧迫している。国内養殖業における漁労支出に占めるえさ代の割合は、6～7割にもなる。

○日本とペルーの水産分野における協力関係

漁業・水産分野で両国は、日本からペルーに対する漁業協力の実施（技術協力及び研修生の受け入れ等）、ペルー水域での共同水産資源調査、ペルー水域への日本漁船の入漁（イカ漁業）等、長年にわたって協力関係を築いてきている。

5. まとめ

ペルーは、現在においても世界有数の漁業国であり、今後、現在の高い経済成長を継続すれば、漁業・水産業が更に発展する潜在力を有する。

ペルーの主要漁獲魚種は、日本の主要漁獲魚種と類似しており、ペルーの漁業・水産業は、今後の発展により、特に日本の市場において、日本漁業・水産業と競合する可能性がある。無秩序な水産物の貿易自由化は、厳しい資源管理制度の下で操業する我が国漁業に多大なる影響を与え、漁業・漁村の持続的発展と水産資源の持続的利用を脅かす懸念がある。よって、日本・ペルーの経済

連携においては、両国の水産資源の持続的な利用、漁業・漁村の持続的な発展及び水産物の自給率目標を見据えた共存共栄が図れるようなルールを確保する必要がある。

具体的には、漁業・水産資源管理を実施している魚種や、それを補完している水産物 I Q 品目対象種など、我が国漁業の主要漁獲対象種をセンシティブ品目とし、両国がこれら品目に十分な配慮を行う必要があり、貿易自由化の対象範囲から当該品目を除外する等、柔軟な取り扱いがなされるべきである。

一方、両国の水産物貿易の実態を踏まえ、我が国の養殖業にとって重要であるペルー産魚粉の安定供給を実現するための何らかの枠組みを両国の経済連携で検討することは、両国の漁業・水産分野での win-win の関係に合致するものである。

また、両国の経済連携においては、水産物貿易の自由化のみに偏重するのではなく、水産資源の持続的な利用を目的とし、資源調査や資源の共同利用を含め、水産業の幅広い分野における協力を推進する可能性を検討していくことも必要である。

【家電（堀田 隆之 委員）】

日本の家電・電子業界とペルーの関係

1. 電子電気製品の世界生産と EPA

1-1. 世界の AV・家電製品生産概要（2007 年度）

	世界生産	日本	中国・香港	その他アジア	北米	欧州	その他
CRT TV	126,000	0%	36%	33%	3%	19%	5%
PDP TV	11,000	10%	18%	24%	3%	22%	23%
LCD TV	79,000	9%	35%	11%	1%	29%	16%
リア PJTV	1,560	1%	26%	5%	0%	0%	67%
プロジェクタ	5,700	16%	69%	9%	2%	0%	0%
STB	67,500	2%	37%	9%	3%	20%	29%
カムコーダ	18,630	60%	14%	26%	0%	0%	0%
ラジカセ	50,450	0%	96%	4%	0%	0%	0%

ミニコンボ	49,770	1%	84%	9%	0%	3%	3%
ポータブル DVD	20,600	0%	63%	37%	0%	0%	0%
デジタルオーディオ	111,540	1%	90%	9%	0%	0%	0%
DVD プレーヤー	141,000	0%	90%	10%	0%	0%	0%
DVD レコーダー	19,500	9%	57%	33%	0%	1%	0%
カーオーディオ	91,980	5%	35%	34%	10%	15%	1%
据置型ゲーム機	47,700	1%	99%	0%	0%	0%	0%
電子レンジ	87,400	1%	61%	24%	3%	9%	2%
ルームエアコン	86,840	6%	64%	25%	3%	1%	4%
洗濯機	75,570	3%	43%	20%	8%	20%	7%
掃除機	74,440	7%	30%	27%	12%	19%	6%
冷蔵庫	84,410	2%	41%	23%	7%	16%	12%

- ・ 世界の AV・家電製品の生産は、圧倒的に中国が多い。
- ・ 日本が世界一を取っているのはカムコーダのみ。プラズマや液晶などの薄型テレビやプロジェクタなども多少あるが、メジャーではない。
- ・ リアプロジェクションタイプが多いのは南米。

1－2. 世界の IT 製品生産概要（2007 年度）

	世界生産	日本	中国・香港	その他アジア	北米	欧州	その他
Desktop PC	171,000	2%	56%	8%	18%	13%	3%
Notebook PC	100,800	4%	86%	10%	0%	0%	0%
LCD Monitor	164,000	1%	65%	7%	0%	19%	8%
CRT Monitor	14,000	0%	68%	32%	0%	0%	0%
複写機・複合機	5,040	9%	78%	3%	0%	9%	0%
ファクシミリ	17,350	1%	32%	55%	1%	10%	1%
ページプリンター	35,610	3%	75%	21%	1%	1%	0%
インクジェット（SFP）	50,270	0%	30%	70%	0%	0%	0%
インクジェット（MFP）	61,260	0%	47%	53%	0%	0%	0%
デジタルカメラ	131,740	19%	62%	19%	0%	0%	0%
携帯電話 GSM	706,400	0%	68%	27%	0%	5%	1%
携帯電話 CDMA	198,800	8%	30%	49%	5%	3%	6%

携帯電話 WCDMA	152, 000	28%	37%	34%	0%	1%	0%
コードレス電話	135, 000	2%	85%	7%	1%	5%	0%
カーナビ	9, 030	66%	2%	4%	7%	21%	0%

- ・ I T 製品でも中国生産が圧倒的。
- ・ ファックスやインクジェットプリンターはアセアン、CDMA 携帯電話は韓国が世界一である。
- ・ カーナビのみ日本が世界で一番を取っている。

1－3．世界のユニット製品・部品生産概要（2007 年度）

	世界生産	日本	中国・香港	その他アジア	北米	欧州	その他
CRT	134, 000	0%	49%	37%	0%	6%	8%
PDP	12, 290	46%	2%	52%	0%	0%	0%
大型 TFT	394, 500	6%	6%	88%	0%	19%	8%
中小型カラーLCD	1, 283, 740	53%	0%	47%	0%	0%	0%
キーボード	283, 400	0%	96%	4%	0%	0%	0%
マザーボード	188, 100	0%	84%	14%	2%	0%	0%
HDD	495, 500	0%	21%	79%	0%	0%	0%
CD-ROM/R/RW	12, 500	0%	48%	52%	0%	0%	0%
Combo Drive	44, 500	0%	39%	61%	0%	0%	0%
DVD-ROM/R/	242, 000	6%	66%	28%	0%	0%	0%
光ピックアップ	875, 000	9%	86%	5%	0%	0%	0%
スイッチング電源	1, 290, 500	5%	77%	15%	1%	2%	1%
大型バックライト U	394, 530	3%	68%	28%	0%	0%	0%
リチウムイオン電池	1, 496, 900	15%	72%	10%	0%	3%	0%

- ・ ユニット製品・部品でも中国が世界の工場。
- ・ 但し、先端部品では少し様相が異なる。
- ・ 先端の PDP は韓国、大型 TFT は台湾、中小型カラーLCD の生産は日本が世界一である。
- ・ また、HDD などのドライブはアセアンでの生産が多い。

1－4．電子電気機器の世界生産まとめ

- ・ 電子電気機器の世界生産をまとめると、
 - ① 主要な生産基地は中国である。
 - ② 日本が主要な生産基地になっている品目は、カムコーダ、カーナビなど限られている。
- ・ こうした状況の中での EPA 締結のメリットは、最適地生産についての選択の幅が広がる事である。

2. 日ペルーEPA のメリット・デメリット

2-1. ペルービジネス上の問題点

【関税】

- ・ ペルーは WTO の ITA 加盟国になった事から、IT 製品の関税はゼロになっている。但し、TV や DVD プレーヤーなどの民生 AV 機器には 9 % という高い関税が課せられている。

【ビジネス環境】

- ・ 税制 : 当局監査方針の不明確さ。特に税務監督庁 (SUNAT) による、外資系企業に対する突然の立ち入り調査が日常化しており問題となっている。また、税制が急に変更され、社内会計制度との不具合が生じたりする。
- ・ 知的財産 : 模倣品や商標の管理不足。また、Puno、Tumbes 経由の密輸が横行している。
- ・ 雇用 : 正規社員に対す退職保険と退職積立準備金の負担が重い。派遣社員の人数制限、アウトソーシング業務指示の制限、外国人労働者 (専門家) の人数制限。
- ・ 輸出入 : 関税当局と税務当局の適用関税コードの見解相違。
- ・ インフラ : 港湾、空港、通関のインフラが未整備でリードタイムが長くなる。首都のリマ近郊でも電気・水道・道路などの都市インフラが不足しているところがある。
- ・ 許認可 : 直営店新規開店の営業許可プロセスが不透明。
- ・ 治安 : トラック襲撃・盗難が日常茶飯事で発生している。

2-2. 日ペルーEPA のメリットとデメリット

【関税上のメリット】

- ・ 先ずは TV や DVD などに課せられている 9% の関税撤廃が期待される。
- ・ 中国はペルーと FTA 締結で合意済み。韓国はペルーと FTA 交渉開始で合意済み。日ペルーEPA は、中韓との競争劣後を避けるためにも意味が大きい。

【ビジネス環境上のメリット】

- ・ ビジネス環境整備委員会が設置されれば、定期的な政府間協議を通してビジ

ネス環境の整備が進むことが期待される。

- ・ ペルーは EU との FTA 協議を開始している。また、ブラジル・アルゼンチン・ウルグアイ・パラグアイで構成するメルコスルとも、ペルーは FTA 交渉を開始している。ペルーに対する投資が進めば、将来的には、ペルーを足掛かりに EU やメルコスルに無税で製品を流通させる事ができる可能性もある。

【日ペルー E P A のデメリット】

- ・ デメリットは特段見られない。

【商社（工藤 章 委員）】

EPA 研究会：商社のペルービジネスと EPA

1. 日本貿易会アンケート結果

商社のペルーでの活動や EPA 締結への期待について社団法人日本貿易会市場委員会のメンバー会社 19 社に対し、アンケートを実施した（うち 11 社から連絡あり）。アンケート結果の概要は以下の通り。

- ① ペルーで仕事を行う上での問題点：港湾設備の不備、労働者保護の法律、鉱山会社に対する労働争議が多い、法制改定が多い。
- ② 要望：労働規制の柔軟化、税制の安定化、住民問題・労働者問題へのペルー政府の積極的仲裁・介入等、現在のビジネス環境の維持・改善に務めて欲しい。
- ③ 商社業界のペルーの見方：経済危機後も安定した経済成長が見込め市場として有望。
- ④ 取引維持・拡大希望分野：農水産物・加工食品。設備投資・プラント。
- ⑤ EPA 締結のメリット：関税等障壁が取り除かれることで、コストを削減し、取引を促進できる。投資環境が整備される。

2. 三菱商事の日本ペルーEPA 締結における期待とその背景

- ① ビジネス環境整備に関する小委員会の設置：日本とペルーとの間に食の安全や知的財産について意識の差がある。
- ② 労働者保護の法律の緩和：税法上の課税利益に対し、一定割合の労働者配当が法令にて義務付けられており、配分方法も法令により規定され、企業の経営を圧迫している。
- ③ 知的財産の保護：日本製自動車部品の模造品が大量に出回っているとの報告は無いが、模造品使用による PL 法関連の問題が、今後浮上する可能性が考

えられる。

3. まとめ

- ① ペルーは資源（食料、水産、金属資源、ガスなど）に恵まれており、太平洋岸の港を利用した資源輸出により、更なる経済発展を遂げる可能性のある有望な国。
- ② 日本企業が更にペルーに進出できるよう、ペルー政府は労働規制の柔軟化、税制の安定化等法整備及び諸手続きのスピード化を推し進め、ビジネス環境の維持・改善に務めて欲しい。また、ペルーの輸送手段が現在バス・トラック等に限られているため、鉄道や処理能力の高い港の構築等のインフラ整備も要望する。
- ③ ペルーとの EPA 締結により、日本製品の価格競争力が高まることや、種々ビジネス環境が整うことが期待でき、より日本とペルーとの関係が活発化すると考えられるため、日本ペルーEPA の早期締結を望む。

③ 進出日系企業アンケート結果

ジェトロでは 2009 年 1 月～2 月、在ペルー進出日系企業 23 社（回収 22 社）を対象に EPA に関するアンケート調査を実施した。結論としては、主に 5 点挙げられる。

ペルーがこれから締結しようとする日本以外の国との EPA (FTA) に関して、実質的な競争条件の悪化を懸念していると回答した企業は全体の 68%を占めた。特にペルーが交渉を進めようとする中国、韓国との関税差に懸念を表する企業が多い。従って、これらの国々の企業が競争相手となる自動車、鉄鋼、機械類などの分野について、積極的に関税撤廃を要求すべきである。また日本との EPA の効果として期待される項目として最も大きいのは、「関税差」(56%) という結果がでた。ペルー市場での競争条件で他国に劣後しないための EPA 戦略が求められている。

輸入ビジネスを行っている企業は、回答企業の 64%を占め、その輸入相手国では日本という回答が最も多い。EPA が実現した場合に対日輸入を増やすとの回答も、3 割を占めることから、主に工業製品分野を中心に對ペルー向け輸出増加が見込まれる。

ビジネス環境に関して、最も問題点として指摘された項目は「税制」

(回答企業の 77%) で、二重課税防止など租税条約締結の要望も見られた。民間ニーズを踏まえ租税条約協議を検討すべきである。

ビジネス環境に関して、税制以外に問題点として指摘された主な項目は、「ロジスティクス」、「人事・労務」、「貿易制度・手続き」、「知的財産権保護」、「投資制度・手続き」となっている。全ての項目が EPA で解決する問題ではないが、ビジネス環境改善に向けた民間の期待は大きい。

政府調達に関して実績がある企業は 3 割あった。改善要望では入札手続きにかかる透明性確保などを求める声がある。EPA 締結で政府調達案件の参入を積極化するかとの質問に対し、回答企業のおよそ 4 分の 1 が積極化したいと回答しており、政府調達でも一定の効果が見込まれる。

④ センシティブ分野への対応

わが国が、ペルーとの EPA 交渉を行うにあたっては、鉱業、農林水産業といったセンシティブな分野の状況に十分配慮するとともに、関税撤廃とは異なる形で相互に利益を得られる方策を探るため、現実的な議論を深めることが必要である。

< 鉱業 >

わが国の非鉄製錬業界は、原料となる鉱石を輸入に依存しており、同原料の調達先であるペルーから製錬済みの非鉄地金が無税で大量に流入した場合の被害が大きい。このため関税への配慮が必要である。

(「P. 25～P. 26 5. まとめ」参照)

< 水産業 >

ペルーは世界有数の漁業国であるとともに、日本の主要漁獲魚種と類似しているため、今後の発展如何で日本漁業、水産業と競合する可能性がある。このため、わが国漁業の主要漁獲対象種についてセンシティブ品目とし、十分な配慮を行う必要がある。

(「P. 30～P. 31 5. まとめ」参照)

< 農業 >

- ・我が国農業の多面的な機能を損なう内容になってはならない。
- ・国内生産を基本とした食料安全保障の確保を妨げてはならない。

- ・国民全体の理解と共感を得ていくことが大前提。
- ・農林水産業のみがしわ寄せを求められないようにすることが重要。
- ・我が国農政展開の基本的方向に影響を与えないものとする。
- ・これまでの WTO 交渉における我が国の主張と十分に整合性がとれたものとするのが前提。
- ・センシティブな農産物について、関税撤廃の対象から除外又は再協議とする等の措置を確保すること。
- ・これまで締結済みの諸国との EPA に関する再協議等に影響を及ぼさないよう十分に留意した対応をとること。

これらセンシティブ分野については、上記に十分配慮しつつ、交渉を行うことが必要である。なお、上記以外のセンシティブ分野についても、産業界の状況に配慮しつつ交渉するとともに、一定の不利益を被るセクターが生じる可能性をふまえ、国民に対し説得的であることが求められる。

第 4 章 FTA の主要項目分析

両国の現状を踏まえつつ、出来るだけ先進的な FTA を締結することを目指すべきである。

① 市場アクセス（関税、原産地ルール）

関税撤廃については「実質上すべての貿易」に関する基準との整合性を取った上で、出来るだけ高いレベルの自由化を目指す必要がある。他方で南米他国からペルーを通る迂回輸出などには適切に対応する必要がある。原産地証明の基準（付加価値基準、関税分類変更基準）にあたっては、自由度の高い選択型が望まれる。また発給制度について、第三者証明制度に加えて認定事業者による自己証明制度の導入を目指すことも検討すべきである。同時にペルー側の要望や原産地の真正性確保ができるかどうかという点も慎重に把握した上で進めるべきである。

② 投資ルール・サービス貿易

投資については、出来るだけ高いレベルの規律の実現に努めることとし、日秘投資協定を担保または上回るものを目指すべきである。また、サービスについては、ネガティブ・リスト方式で、WTO 上の義務を越え

た自由化を目指して交渉することが望ましい。

③ 政府調達

ペルーが WTO 政府調達協定加盟国でないことから、同等の規律レベルを求めていくことが可能か検討すべきである。

ジェトロが実施したアンケート調査では、政府調達に関する改善要望で、入札手続きにかかわる透明性確保や入札価格におけるペルー企業優遇撤廃という声があった。

④ 知的財産権

日本企業が知財の問題に直面している現実に対応し、TRIPS を越えた規律の実現に努めることが必要である。この点で、日本・スイス EPA や交渉中の ACTA が参考になる。

また規律強化のみならず、その運用について当局同士の情報交換を促進し、また要すれば技術的支援を行うことが必要である。ジェトロが実施したアンケート調査でも、製品、商標ともに模倣品に対する管理がなされていないとの進出企業の声がみられた。制度改善実施面では、ビジネス環境整備委員会などの場を通じて協力体制をとる必要があろう。

⑤ 税関・通関手続き、貿易円滑化

通関の遅延や見解の相違などによるトラブルが多発していることに鑑み、当局同士の適切な情報交換を進めることや、ビジネス環境整備の場などを設けることで、対策について検討しあう仕組みを作るべきである。

⑥ 基準認証

WTO に則った運用を確保する。日本にとって排他的な規格が存在しないかの再確認の必要がある。また、協定の運用に当たって、TBT 委員会などの設置も検討すべきである。

⑦ 人の移動

ペルーの就労ビザ取得の迅速性、透明性を確保すべきである。また、在留外国人にのみ求めているペルー出国時の納税証明等の提出義務を廃止すべきである。

⑧ ビジネス環境整備

協定の円滑な実施を確保し、日本企業がペルーにおけるビジネスを展

開実施する上で重要な枠組みであり、協定に位置づけることが不可欠である。

⑨ 電子商取引

日本・スイス EPA では電子商取引章を設けており、ペルーと日本の間でもその導入を検討すべきである。

⑩ 環境・労働

ペルーと他国との FTA 等を参考にしつつ、必要な規律があるか検討すべきである。

⑪ 競争政策

市場における反競争的行為等を防ぐために、両国の当局間における情報交換など相互協力の基盤を作るものとするべきである。

⑫ その他の項目

両国間の経済関係進展の基礎となる租税条約、社会保障協定等についても、対応を検討する必要がある。とりわけ、二重課税の防止等の課題もあるところ、まず租税条約の締結を促し、その締結にあたっては仲裁条項を導入し、また対応的調整および事前確認制度等の確実な実施をペルー当局が取り入れるよう働きかけていく等の対応が考えられる。

第 5 章 経済界やジェトロが日秘経済関係強化に果たすべき役割

日本ペルー経済連携協定（EPA）は、貿易の自由化にとどまらず、両国間の経済関係強化を目的とした幅広い内容が含まれることが望まれている。中でも両国のビジネス環境改善に向けた方策を政府民間の代表が参加して協議する「ビジネス環境整備委員会」のメカニズムは重要である。この枠組みを利用して、日本企業がペルーにおいてビジネスを行っていく上で、直面している問題などを議論し、政府当局との協議の場で改善を訴え、双方間の貿易投資を促進することが求められる。

ジェトロは、日本ペルー経済協議会（CEPEJA）などと連携し、「ビジネス環境整備委員会」および必要に応じ、その分科会に協力し、ペルー政府当局と日本企業の間を結ぶパイプ役となり、日本企業がペルーでビジ

ネスを行う上で直面する課題の解決に向け、支援して行くことが望まれる。

注) 分科会の具体的な活動としては、政府当局との随時協議の実施、ビジネス環境改善や競争力強化への取り組みについて国内産業団体などからの情報収集、ビジネス環境改善に向けた具体策案の検討などを実施が想定される。また、必要に応じて在ペルー日本企業などに対してアンケートを実施し、ビジネス環境の実態把握に努め、政府当局との協議の場で改善を訴えることが求められる。また、ペルーの制度・商慣習を理解するためのセミナーなども開催し、日本企業がペルーのビジネス環境を理解する場を提供することも重要である。同時に経済連携強化のための貿易投資ミッションの派遣や見本市の開催も側面支援として引き続き実施すべきである。ペルー側に対しては、知財の取締りや品質の改善などの分野で、国際的なレベル到達のための協力（専門家派遣）なども望まれよう。

第6章 結論

本研究会を通して、日秘 EPA についてメリット・デメリットを検討してきた。結論としては、日本・ペルーの二国間の EPA 交渉が、両国間の緊密な二国間関係を幅広い経済分野において一層発展させることに貢献するとの立場から、農林水産業をはじめとする国内産業および地域社会への影響や多面的機能への配慮、ならびに資源の安定的確保等を十分に考慮しつつ、この報告を参考に、両政府が EPA 交渉を開始することを提言する。

以上

(参考資料)

日本・ペルー経済連携協定（EPA）に関するアンケート結果
【概要】

実施主体：日本貿易振興機構（JETRO）
実施期間：2009 年 1 月 19 日～2 月 27 日
対象：在ペルー日系企業
送付数：23 社
回答数：22 社

1. 回答企業のプロフィール

今回のアンケート対象企業は在ペルー進出日系企業で、合計 23 社に協力を依頼した。原則、日本からの出資を受けた進出企業をアンケート対象としており、地場資本の会社は本アンケートの対象としていない。

回答企業の業種をみると、製造業が 5 社（23%）、非製造業が 17 社（77%）となっている。製造業の内訳は、食品・農産品加工、輸送用機械、一般機械、繊維、非鉄金属各 1 社であり、非製造業では商社 7 社、販売会社 6 社、鉱業 2 社、運輸・倉庫 1 社、建設/プラント 1 社となっている。

出資比率は日本側出資 100%が 19 社とほとんどを占める。合併は販売会社の 2 社（無回答が 1 社）であった。

2. EPA に対する考え方

「現在あるいは今後ペルー政府が締結する予定の日本以外の国との EPA（FTA）により、実質的な競争条件で不利にさらされているあるいは今後さらされる懸念はありますか？」との問いに対し、「懸念あり」とした企業は 15 社で全体の 68%を占めた。そのなかでどの国との EPA（FTA）で競争条件が不利になるかとの問いについては、中国が 11 社（41%）、韓国が 10 社（37%）、米国が 4 社（15%）となり（複数回答）、アジア企業との競合を懸念する企業が目立った。一方、懸念事項に関する問いでは、「FTA 締結国に与えられる優遇関税との差別」が 14 社（56%）、「投資やサービス、ビジネス環境上生じる差別」が 9 社（36%）、「政府調達」が 1 社（4%）となっている（複数回答）。競争条件に関して、進出企業の最大の懸念事項は EPA（FTA）締結国との関税差にあるといえる。

3. 貿易の状況

輸入ビジネスの有無の問いについては、「あり」が14社（64%）、「なし」が8社（36%）であった。ある場合の輸入相手国は日本が12社（31%）で最も多く、米国、メキシコが各4社（10%）で続いている（複数回答）。EPA（FTA）が実現した場合、対日輸入を増やすかとの問いについて、「増やす」と回答した企業は7社（32%）であった。

輸出ビジネスの有無の問いについては、「あり」が12社（55%）、「なし」が10社（45%）であった。輸出先については日本が11社（58%）と最も多い（複数回答）。EPA（FTA）が実現した場合、対日輸出を増やすかとの問いについて、「増やす」と回答した企業は6社（27%）であった。なお、「増やす」とした企業の扱い品目は、鉱物や食品であった。

4. ビジネス環境面での問題認識

進出企業の問題認識に関する質問では、「問題がある」の回答数が高かった項目は上位から順に、「税制」（問題ありの回答が17社、77%）、「ロジスティクス」（同13社、59%）、「人事・労務」（同12社、55%）、「貿易制度・手続き」（同10社、45%）、「知的財産権保護」（同8社、36%）、「投資制度・手続き」（同7社、32%）となっている。税制に関しては煩雑な手続き、監査・検査、税率、二重課税、移転価格管理などの問題を挙げる企業が多かった。一方、ロジスティクスに関しては、港湾設備や国内物流の問題のほか、貿易手続きの電子化を求める声もあった。人事・労務に関しては、駐在員の滞在・就労許可の条件（労働ビザ支給）や現地人の雇用義務の問題などを具体的に挙げている。知的財産権保護に関しては、模倣品対策、商標・意匠に関する問題が指摘された。

5. 政府調達

回答企業のなかで、政府調達案件の取り組み実績がある企業は、6社（27%）であった。具体的には「政府公共機関への2輪、4輪フリートビジネス」、「警備用車両納入」など車両案件が中心である。政府調達に関して改善要望の有無を問う質問では、「要望あり」が5社あり、「入札手続きにおける透明性確保」、「入札価格におけるペルー企業優遇撤廃」などを挙げた。なお、EPAにより政府調達案件の参入を積極化するかとの問いに対して、「積極化したい」との回答は5社（23%）であった。

以上

ペルーの対日本輸入額トップ50品目(2007年1-12月)

(単位:100万米ドル)

ランキング	HSコード	品目名	貿易額 2007年(1-12月、百万ドル)	一般関税率(%)
1	870322902	乗用自動車(シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超え1,500立方センチメートル以下のもの)	84.93	9
2	870323902	乗用自動車(シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの)	58.02	9
3	870323100	乗用自動車(シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの)	32.28	9
4	842952000	メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー	28.01	0
5	870323002	乗用自動車(シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの)	26.98	9
6	870322002	乗用自動車(シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超え1,500立方センチメートル以下のもの)	25.28	9
7	870421101	貨物自動車(車両総重量が5トン以下のもの)	25.26	0
8	721012000	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(幅600ミリメートル以上 ずずをめぐり厚さが0.5ミリメートル未満のもの)	22.51	0
9	870422200	貨物自動車・その他のもの(ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載したもの 車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの)	22.37	0
10	844399000	印刷機その他のプリンター、複写機及びファクシミリの部分品及び附属品	20.28	0
11	870422900	貨物自動車・その他のもの(ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載したもの 車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの)	15.21	0
12	852580200	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー	13.35	0
13	401163000	ゴム製の空気タイヤ(新品で建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの)	13.16	0
14	870332902	乗用自動車その他の自動車・その他の車両(ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載したもの シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え2,500立方センチメートル以下のもの)	12.87	9
15	842951000	フロントエンド型ショベルローダー	11.58	0
16	870421001	貨物自動車・その他のもの(ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載したもの 車両総重量が5トン以下のもの)	9.45	0
17	870210100	10人以上の輸送用の自動車(ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載したもの)	9.34	0
18	722540000	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル以上のもの 熱間圧延をしたもので巻いてないもの)	9.07	0
19	870422000	貨物自動車・その他のもの(ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載したもの 車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの)	8.83	0
20	842911000	ブルドーザー及びアングルドーザー(無限軌道式のもの)	7.30	0
21	870332002	乗用自動車その他の自動車(ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載したもの シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え2,500立方センチメートル以下のもの)	7.28	9
22	870422100	貨物自動車・その他のもの(ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載したもの 車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの)	7.03	0
23	870324100	乗用自動車その他の自動車(ピストン式火花点火内燃機関を搭載したもの シリンダー容積が3,000立方センチメートルを超えるもの)	6.66	9
24	870210900	10人以上の輸送用の自動車(ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載したもの)	6.32	0
25	401194000	ゴム製の空気タイヤ(新品で建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの リム径が61センチメートルを超えるもの)	5.99	0
26	842720000	その他の自走式トラック	5.39	0
27	401120100	ゴム製の空気タイヤ(新品でバス又は貨物自動車に使用する種類のもの)	4.76	0
28	870321001	乗用自動車その他の自動車(ピストン式火花点火内燃機関を搭載したもの シリンダー容積が1,000立方センチメートル以下のもの)	4.66	9
29	848330900	軸受箱及び滑り軸受	4.57	0
30	848210000	玉軸受	4.44	0
31	845229000	非自動式業務用マシン	4.34	0
32	720851100	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のもの 熱間圧延をしたもので巻いてないもの 厚さが10ミリメートルを超えるもの)	4.14	0
33	401110100	ゴム製の空気タイヤ(新品 乗用自動車に使用するもの)	4.12	0
34	844313000	その他のオフセット印刷機	4.03	0
35	870324902	乗用自動車その他の自動車(ピストン式火花点火内燃機関を搭載したもの シリンダー容積が3,000立方センチメートルを超えるもの)	4.01	9
36	840820100	車両の駆動に使用する種類のエンジン	3.66	0
37	847330000	機械の部分品及び附属品	3.56	0
38	843149000	機械の部分品、その他のもの	3.35	0
39	870333100	乗用自動車その他の自動車(ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載したもの シリンダー容積が2,500立方センチメートルを超えるもの)	3.27	9
40	840721000	船外機	3.20	0
41	851762900	音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械(スイッチング機器及びルーティング機器を含む)	3.10	0
42	840991500	エンジンに専ら又は主として使用する部分品(ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの)	3.09	0
43	900999000	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	3.07	0
44	390110000	エチレンの重合体(一次製品で比重が0.94未満のポリエチレン/1塊、粉、粒、フレークその他これらに類する形状のもの)	2.99	0
45	901480000	その他の航行用機器	2.98	0
46	901812000	走査型超音波診断装置	2.92	0
47	870893910	クラッチ及びその部分品	2.87	0
48	840999200	エンジンに専ら又は主として使用する部分品、その他のもの	2.86	0
49	870421109	貨物自動車(車両総重量が5トン以下のもの)	2.80	0
50	842920000	地ならし機	2.77	0
トップ50品目貿易額合計			580.29	
ペルーの対日輸入額合計			790.40	
トップ50品目の全輸入額に占める割合			73%	

(出所) ペルー税関(Super Intendencia Nacional de Aduanas)

(備考) HS9桁で品目名が日本語版関税率表(日本財務省)に記載されていない品目は、上位品目を参照

日本の対ペルー輸入額トップ50品目(2007年1-12月)

(単位:100万米ドル)

ランキング	HS	品目名	貿易額	関税率				単位	
				基本	暫定	WTO協定	特惠	I	II
1	260300000	銅鉱(精鉱を含む。)	1166.83	無税		(無税)			MT
2	260800000	亜鉛鉱(精鉱を含む。)	398.89	無税		(無税)			MT
3	230120010	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉(食用に適しないものに限る。)、脂肪かす、精製銅又は銅合金の塊で課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの	177.31			(無税)			MT
4	740311030	鉛鉱(精鉱を含む。)	86.88		無税	(無税)			KG
5	260700000	銅鉱(精鉱を含む。)	78.01	無税		(無税)			MT
6	710691000	未加工の銀、金又は白金をめつきた銀。	57.42	無税		(無税)			GR
7	271011181	石油及び歴青油(原油を除く。)およびこれらの調製品で政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの 政令で定める石油化学製品の製造に使用する以外のもの で航空機用のもの	55.91	1,179円/kg	◎無税		無税	KL	KG
8	260111000	鉄鉱(凝結させていないもの)	45.09	無税		(無税)			MT
9	790112030	石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品で含有量が全重量の99.99%未満のもので、課税価格が1キログラムにつき250円を超えるもの	29.28		無税	(無税)			KG
10	780110030	精製鉛、課税価格が1キログラムにつき180円を超えるもの	16.45		無税	(無税)			KG
11	271011139	石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品で含有量が全重量の70%以上のもの。石油及び歴青油以亜鉛の含有量が全重量の99.99%以上のもの、課税価格が1キログラムにつき250円を超えるもの	15.30	(934円/kg)				KL	KG
12	790111030	精製鉛、課税価格が1キログラムにつき250円を超えるもの	8.08		無税	(無税)			KG
13	810600000	ビスマス	6.80	4.1%		3%	無税		KG
14	030799129	軟体動物、水棲無脊椎動物、並びに水棲無脊椎動物の粉、冷凍したもの(うに、くらげ及びなまこ以外のもの) 軟体動物、水棲無脊椎動物、並びに水棲無脊椎動物の粉、冷凍したもの(うに、くらげ及びなまこ)	6.13	10%	7%	10%又は6円/kgのうちいずれか高い税率	7%又は4.20円/kgのうちいずれか高い税率		KG
15	150420000	魚又は海棲哺乳動物の油脂びその分別物(肝油を除く。)	5.96						KG
16	090111000	コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物でカフェインを除いてないもの	5.71	無税		(無税)			KG
17	070920000	生鮮・冷蔵アスパラガス	5.10	5%		3%			KG
18	080300100	生鮮・乾燥バナナ	5.02	40%		20%	10%		KG
19	000000099	再輸入品	4.88						
20	030499999	魚のフィレその他の魚肉(生鮮及び冷蔵したもの)	4.14	5%					KG
21	320300210	植物性着色料	3.46	無税					KG
22	030799149	軟体動物、水棲無脊椎動物、並びに水棲無脊椎動物の粉、その他のもの(冷凍したもの)	2.62	10%					KG
23	760120000	アルミニウム合金	2.61	無税		(無税)			KG
24	610510011	男子用の綿製シャツ	2.46	16.8%		10.9%		NO	KG
25	071080090	冷凍野菜(調理してないものと及び蒸気又は水煮による調理をしたもの)	2.27	10%					KG
26	071290090	乾燥野菜(その他の野菜及び野菜を混合したもの)	2.19	15%					KG
27	030520090	燻製した魚ならびに魚の粉、魚の肝臓、卵及びしらこ	2.07	4%		2.8%			KG
28	510539000	羊毛、繊維毛及び粗獣毛	1.78	無税		(無税)			KG
29	200899236	果実(カムカム/パルプ状以外のもの)	1.74			12%	2%		KG
30	081190220	冷凍果実及び冷凍ナツト	1.61	12%		7.2%			KG
31	121190990	香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分	1.56			2.5%			KG
32	200899234	果実(カムカム/パルプ状のもの)	1.56			21.3%	2%		KG
33	610910012	綿製のTシャツや肌着	1.50	14%		10.9%		NO	KG
34	610610012	女子用の綿製ブラウス及びシャツ	1.33	14%		9.1%		NO	KG
35	030110020	観賞用の魚	1.17	2.5%		1.7%	無税	NO	KG
36	280450000	ほう素及びテルル	1.14	3.9%		3.3%	無税		KG
37	790120010	亜鉛合金で、1 アルミニウムの含有量が全重量の3%を超えるもの	1.06	6.24円/kg		4.30円/kg	無税		KG
38	030791430	軟体動物、水棲無脊椎動物、並びに水棲無脊椎動物の粉。	1.06			7%			KG
39	130239000	植物性の液汁及びエキス	1.00	無税		(無税)			KG
40	100590096	とうもろこし	0.99		3%				MT
41	160590294	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	0.91	9.6%					KG
42	611020019	ジャージーやカーディガン製品で綿製、及び模様編みの組織を有するもの	0.90	16.8%				NO	KG
43	611020029	ジャージーやカーディガン製品で綿製のもの	0.88			9.1%		NO	KG
44	510820000	紡毛糸及び梳毛糸	0.87	3%		2.5%	無税		KG
45	510710090	梳毛糸、羊毛の重量が全重量の85%以上のもの	0.83	3.2%					KG
46	200980123	果実又は野菜のジュース	0.79			19.1%		L	KG
47	130219239	植物性の液汁	0.79	無税		(無税)			KG
48	611019010	ジャージーやカーディガン製品で刺繍、および模様編みの組織を有するもの	0.78	16.8%		10.9%		NO	KG
49	700721010	自動車用の安全ガラス	0.76	無税					KG
50	610510012	男子用の綿製シャツ	0.72	14%		10.9%		NO	KG
トップ50品目貿易額合計			2,222.6						
日本の対ペルー輸入額合計			2,240.1						
トップ50品目の全輸入額に占める割合			99.2%						

(出所)財務省「貿易統計(通関ベース)」、財務省実行関税率表から作成。
(備考)赤字部分は、9桁のHSコードが関税率表にないため、上位品目を参照し、関税率を記載

GR:グラム
KG:キログラム
KL:キロリットル
L:リットル
MT:トン(Metric Ton) = 1000キログラム
NO:個、本、枚、頭、羽、匹、台、両、機、隻、着